

行政監査の

結果公表

地方自治法第199条第2項の規定に基づき
行政監査（債権管理の状況について）を実施しましたので、
その結果を公表します。

田川市監査委員

田川市監査委員

村上 耕一
石松 和幸

村上 耕一
石松 和幸

▼監査の対象

田川市債権管理条例第2条（定義）第1号の「市の債権」（市税債権、公課債権、その他の債権）を所管する全部署を監査対象としました。

▼監査の範囲

平成23年度（平成23年4月1日～8月31日現在）において滞納額が発生している市の債権およびこれに関連して必要があると認められる市の債権の調定から収納、またはこの滞納整理を監査の範囲としました。

▼監査の期間

平成23年9月20日～12月16日

▼監査の方法

(1) 全課を対象にした市の債権の名称、田川市債権管理条例による各債権の類型（市税債権、公課債権、その他の債権）の調査の実施

(2) (1)の債権について調査票（質問形式）の調査を実施

(3) この調査票を基に各所管課での聞き取り調査および実査の実施

▼監査の着眼点

債権管理は市税や使用料などの未集金に対する保全、回収、処分などの事務処理が法令などに従った一定の判断基準の下に、公平公正に実施されることが求

められています。

今回の監査では、①債権管理台帳など必要書類の整備状況②督促状の発送状況③業務手順書や事務取扱要領の整備状況などに重点を置きました。

▼監査の結果

その結果、改善・検討を要する指摘事項などがありましたので、早急に対応し、債権管理事務の執行に万全を期すように要望しました。次にその主なものを記載します。

【債権管理台帳などの必要書類の整備状況】

債権管理台帳の整備は、田川市債権管理条例などで様式が定められていますが、台帳の作成時期などが具体的に示されていません。このため、各課で台帳の取り扱いに異なった点が散見されました。台帳の記入などについて必要最小限の基準を示す必要があります。

【督促状の発送状況】

少数の課において、督促状の発送が適正に行われていない事例がありました。適正に執行するよう改善してください。

【業務手順書や事務取扱要領の整備状況】

田川市債権管理条例の施行に併せて作成することとした、業務手順書や事務取扱要領の整備状況が不十分なものとなりました。債権管理の事務に最も必要なものです。早急に対応してください。

※紙面の都合上、すべてを掲載できません。行政監査結果報告（措置報告）の閲覧を希望する人は、行政委員会事務局（監査事務局）まで申し出てください。また、田川市ホームページからも閲覧できます。

